

長和町商工会活性化支援事業 応募要領

1. 申請者資格

- ① 古町支部・長久保支部・大門支部・姫木支部・和田支部 (5支部)
- ② 商業部会・工業部会・観光部会・青年部・女性部 (5部会)
- ③ 構成員が5名以上の商工会員のグループ

2. 本事業趣旨の「商工会員自らが元気な商工会づくり・元気なまちづくりのため、創意工夫し企画した事業」として認められるもの

3. 事業の内容が、計画や費用が実現可能で妥当なものと認められるもの

注) 当初の予定事業費に比べ、実績報告の事業費が大幅に下回った場合は、支援金交付額を減額する場合があります。

4. 次の各号に掲げる事業、費目については、助成金の交付の対象としない。

- ① 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とするもの
- ② 国、県及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付を受けるもの
- ③ 出席者の日当や費用弁償にかかる経費
- ④ その他会長が適当でないと認めるもの